

志木市中小企業融資制度のご案内

志木市には「志木市小規模企業者融資制度」と「志木市中小企業近代化資金融資制度」の二つの融資制度があり、それぞれ貸付条件、目的、提出書類等が違います。

申込に必要な書類等は以下のとおりです。

書類名	小規模		近代化		備考
	法人	個人	法人	個人	
申込書	☆	☆	☆	☆	
個人情報同意書	☆	☆	☆	☆	
会社の印鑑証明	1通		2通		法務局(登記所)
個人の印鑑証明		2通		2通	市役所-総合窓口課
納税証明書	☆	☆	各年2通	各年2通	2か年度分
保証人納税証明書			各年1通		2か年度分
融資使用理由書	○	○	○	○	様式自由
見積書及び図面等(カタログ)	○	○	○	○	設備資金の場合に必要
営業許可書	○	○	○	○	許可事業のみ
営業証明書				○	市役所-課税課
保証人の印鑑証明書			1通		
会社の定款			○		コピーで可
法人登記簿謄本	1通		1通		法務局(履歴事項全部証明書)
会社等の経歴書	○	○	○	○	新規借入のみ提出
決算書	各年1通		各年1通		2期分
確定申告書写し		各年1通		各年1通	2か年度分
本人住民票謄本				1通	
保証人住民票謄本			1通		
借入人資産明細書			1通	1通	市発行の明細書
保証人資産明細書			1通		写しでも可

☆印は、指定様式を使用すること。

- 登記簿謄本は「履歴事項証明書」と「コンピューター化に伴う閉鎖謄本」を提出してください。
- さいたま地方法務局志木出張所の管轄外に事業所があった場合は、その管轄法務局の閉鎖謄本が必要となります。
- 小規模の個人融資で事業を開始して2年以内の場合は、朝霞県税事務所発行の「県税に関する証明書」が、必要となります。

※必要に応じて、その他の書類を提出していただく事もありますので、ご承知下さい。

取扱金融機関（志木市指定）

埼玉りそな銀行志木支店	4	7	1	-	3	5	5	1
東京信用金庫志木支店	4	7	2	-	3	2	1	1
武蔵野銀行志木支店	4	7	1	-	3	3	5	5
川口信用金庫志木支店	4	7	1	-	2	5	2	5
三井住友銀行志木ニュータウン支店	4	7	2	-	1	1	3	1
川口信用金庫宗岡支店	4	7	4	-	2	1	2	1
川口信用金庫志木北支店	4	7	4	-	8	5	1	1

信用保証協会の信用保証について

- ・信用保証協会は、信用保証協会法に基づいて設立された特殊法人で、信用力が十分でないなどの理由により、金融機関から事業資金の借入が困難な中小企業者のために債務を保証することにより、融資の途をひらき中小企業の健全な発展に協力することを目的とします。
- ・融資を受けようとする場合は、信用保証協会と契約をするため、保証料が別途必要になります。

申込・問い合わせ先

(お問い合わせ)志木市役所 産業観光課
TEL 473-1111 内線番号 2112

志木市商工会 (受付)
志木市本町1-6-30
TEL 471-0049

その他の埼玉県の融資制度・国の融資制度等についても、志木市商工会が申請窓口となりますので、お気軽にご相談ください。

志木市商工会 ☎ 471-0049

令和5年4月1日現在

(令和5年4月1日現在)

項目	制度名	志木市小規模企業者融資制度	志木市中小企業近代化資金融資制度
目的		市内の小規模企業者が金融機関から小口事業資金を借り受ける債務を無担保無保証人にて保証し、小規模事業者の経営の安定化を図る。	市内中小企業者及び中小企業団体に対し、経営の円滑化及び設備の近代化等を図るため、資金の融資を行い中小企業の育成と振興を図る。
資格		1. 市内に店舗又は事業所を有し、1年以上引き続き同一事業を営んでいること。 2. 市内に住所を有し、住民基本台帳に記録されていること。 3. 市税(融資の申込みをする者が法人である場合にあっては、その代表者に係るものを含む。)を完納していること。 4. 常時使用する従業員の数が、商業又はサービス業の場合、5人以下であること。 " 製造業その他の事業者については、20人以下であること。 5. 同制度による融資を受けていない者であること。 6. 保証協会の代位弁済を受けた者にあっては、その代位弁済による債務を完済していること。	1. 市内に店舗又は事業所を有し、1年以上引き続き同一事業を営んでいること。 2. 市内に住所を有し、住民基本台帳に記録されていること。 3. 事業内容が確実であること。 4. 市税(融資を受けようとする者が法人である場合にあっては、その代表者に係わるものを含む。)を完納していること。 5. 保証協会の代位弁済による求償債務を負担していないこと。
貸付限度額		1,250万円	【運転資金】 ・中小企業者 3,500万円 ・中小企業団体 3,500万円 【設備資金】 ・中小企業者 5,000万円 ・中小企業団体 5,000万円
使途及び返済方法		【運転資金】7年(84か月)以内(6か月以内据置可、78か月以内月賦償還) 【設備資金】10年(120か月)以内(6か月以内据置可、114か月以内月賦償還) ※設備資金の場合、市内に設置する設備に限る。	【運転資金】7年(84か月)以内(6か月以内据置可、78か月以内月賦償還) 【設備資金】10年(120か月)以内(12か月以内据置可、108か月以内月賦償還) ※設備資金の場合、市内に設置する設備に限る。
利率		1.75% (令和5年4月1日現在)	
保証人		必要なし	個人申込 必要なし 法人申込 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要
担保		必要なし	必要に応じて担保を徴する。
受付		随時(土・日・祝祭日を除く)	
利子補給		【運転資金】1.00%(5年間)(但し、約定どおりの返済が行われていること。) 【設備資金】1.00%(7年間)(但し、対象資金は、3,500万円を限度とし、約定どおりの返済が行われていること。) ※融資実行から1年ごとに利子補給を行います。	